

建制の発展の重要な要素として扱う。彼らは一九五〇年ごろ、在家とは付属する田畑と屋敷を含む全体であるとする見解を表明し、屋敷の所有者は田畑のような不動産とともに売り買いされた半奴隷であると解釈し、さらに封建制の確立は在家が独立した農民に発展することによって行われたと主張した。永原慶二はその後、井ヶ田良治「南九州における南北朝内乱の性格」<sup>(36)</sup>および菅田慶恩「東北地方の在家に関する一考察」<sup>(37)</sup>の分析を受けて前説を修正した。すなわち在家とは律令制から奴隸制への発展の移行形態を示すものであり、辺境の農業管理に限られる遅れた形態ではない、と。ただし、永原は在家が国司の支配から自由であり、特別な領主によって統治されていたことには言及しなかった。<sup>(38)</sup>

要するに、石母田、永原らは、在家が人力の管理制度であるという根本を忘れ、人、と、土地を統一支配するものが封建制だとみる俗流の見解に呪縛されていたために、在家と名田の区別ができなかった。これが竹内のコメントである。以上の行論において竹内は『The Documents of Iriki』から具体的な引用はまったく行っていない。おそらく未読なのである。朝河自身は「在家」を「農民の屋敷」と説明し（『入来文書』第13号文書注25）、これに対応する「武士の屋敷」が「門」であるとして説明した（同上、第104号文書注21）。とは言え、武士と農民という二つの階級自身が完全に区別されたものではないし、それゆえ規模と重要性は異なるとしても、両者が峻別されたわけではないことに留意せよ、と指摘している。

#### 第4節 朝河の語る『The Documents of Iriki』

##### 入来文書の発見

朝河自身は『入来文書』「序説」の末尾で、自らの貢献をこう説明している。

編者（朝河）は一九一九年六月に〔鹿児島県薩摩郡〕入来〔村〕を訪問したときに、『薩藩旧記』に収められた手稿一〇一卷に含まれる『入来院文書』を含む三つの国の文書をすでに研究してきた。そこで編者が発見したのは、家族が所有する二五〇の原文書が素晴らしい状態で、すなわち一六巻と一つの紙挟みに注意深く収められた文書であった。これらの文書のうち、多くは言及されるのみで書き直されたことはなく、それゆえ編者にとつて新しいものであった。家族はまた『清色亀鑑』と題した手稿一二巻も所有しており、そのなかには編者が見たかぎり、最も正確に参照される原典拠が書かれていた。参照される原史料はすべて原史料が失われたものを除いて、全四〇五ページから成り、すべては家族と入来院の領地にかかわるものであった。

これは日本に存在する家族文書のなかで最大のものではないが、入来文書をしてきわめて注目すべき史料たらしめているいくつかのまれにみる条件がある。それは史料の多様性、文書から跡づけできる制度的発展の代表性、文書がカバーする時間的長さ、である。これらの条件は編者の評価では価値が高い。文書は比較的限られた領域のものである。編者の経験によれば、研究者をいつも見知らぬ場所に連れて行く文書を通じて制度の発展を分析するのはむずかしい。与えられた史料が単一の領主の家系であり、小さな領域の場合のほうが調査はより容易である。これらの条件は入来文書が理想的に満たしてくれる。同時にそれが体現する本質的な制度的事実は言葉の真の意味で、日本の封建制度史全体を支配したものととして典型的かつ代表的なものである。ここでついに編者は日本の封建的成長の真実を世界にもたらす願望の文書を発見した。（矢吹訳『入来文書』、四二―四三頁）

### 文書の選択と選択した文書の性質について

朝河は言う。

大量の史料のなかから、ほかでは得られない史料として、編者は二五三の文書を選び、英訳し、注釈を付し、

二五五までの通し番号（実際に出版された際には一五五で終わる。たとえば一五五はAからGまで七つの文書からなる）を付した。内容の表を一瞥すれば、時間、著者、形式、性質が広範囲であることに気づくであろう。一部は性質からして私的なものであり、他は公的なものである。半ば私的、半ば公的なものもある。私的なものの中には、販売、贈与、降伏、和解、真の職しきに関わるもの、私信、遺贈、証言の行為が見られる。半公的・半私的な文書には、個人や機関の領主とその代理人に対する陳情が含まれる。公的文書あるいは公法にかかわる文書には勅令、朝廷の部局の命令、皇子の命令、国の郡司のもの、將軍の封建政府から出された命令、任命、判決、確認が含まれる。私的であれ公的であれ、より封建制度に関わるものとしては、人間への委託、領主と家臣の誓約、家臣の保有物の認可のような家臣に関わる文書、將軍・大名・領主・家族の首長から出された領地あるいは封土に関わる書信、徳川將軍下の大名組織の記録、贈与を差し出し、人質を要求するもの、出陣の呼び出し、到着報告、戦時の論功の報告、称賛し褒美を約束した手紙、兵士動員割当ての記録などを含めて戦時における文書である。このほかに、土地保有、土地調査、課税に関わる大量の文書がある。

より公的な文書は封建時代に用いられた特有の中国語で書かれている。用いられた漢字はまったくの中国流表意文字であるが、それを選択し結びつけて句をつくるやり方は（日本）独特であり、構文は訛った文法にしたがうので、教養のある中国人にとって読めない文書が多いであろう。全体あるいは大部分がかなと呼ばれるもので綴られたものもある。これらの一部は文体は口語に近く、方言あるいは誤読、あるいは筆者の無知のゆえに誤りを含みがちである。そのうえかなで書かれた初期の文書は判読がむずかしい。一部は濁点半濁点などが付されていないためだが、概して同音の中国語に由来する語彙のためである。音声として書かれるときには違いが消えてしまう。中国語であれ、かなであれ、古文書学と制度史とともに学んだ研究者だけが完全に解説できる。ほとんど非識字者によって書かれた漢字と句を含む文は、正書法における気まぐれのごとくだ。（同上、四三〜四四頁）



## 英語への翻訳について

朝河は翻訳の難しさについてこう説明している。

編者は二つの言語〔英語と日本語〕の間に大きな差異のある場合は、さまざまな筆者によつて無視されている文化の程度における際立った差異とともに、原文のニュアンスを保持しようと努めた。翻訳に見出される荒つばい箇所は、編者の英語の欠点というよりは、原文に可能なかぎり近づけようとした結果である。編者の力量の及ぶかぎり、正確に慎重に制度的意味の核心をとらえようと努力を払った。この本質における成功の程度は、東西の比較制度史に対する翻訳者自身の知識に主として依存している。編者がみずからの欠点を非常に強く感じて、いゝことを記録したいのは、まさにここである〔朝河は謙虚にこう書いているが、朝河の該博な知識がここで十分に活かされていると逆に読むべきであらう〕。(同上、四四頁)

編者には仏教の寺を temple と訳し、神道の社あるいは宮を shrine と訳す、通常の翻訳は、賢明とは思えない。寺は church あるいは monastery とある。temple よりは状況に応じて church あるいは monastery がふさわしい。ところで神道の shrine は temple に似ている。これらの理由から編者は「寺」「院」を church あるいは monastery と訳し、「社」「宮」を temple とあえて訳した。

徳川時代の藩をクラン (clan) と訳すのは容認しがたい。藩は封建領主、あるいは大名の領地であり、それゆえ本質的に領地の性質をもつ。時には国と共存して国の行政区画になっている。人的な側面についてみると、すべての封建社会において世襲と固定した身分を意味したことは確かだが、封建社会の社会組織の基礎以上のものではない。藩は実質においてはすでに社会発展の純封建時代を超えているのであり、武士階級は家臣としての絆で領主に従属している。その大部分は統治機構であり、経済組織であり、藩の人々にはやボスト封建であり、実際に社会生活の氏族の段階から一〇〇年も経ているのだ。英語の書き手の間で clan の使用が共通しているが、

日本でも外国でも、誤解しやすい用語は藩と同格の語を選ぶべきである。われわれは原語〔藩〕を用いるか、あるいは封土〔feudal〕あるいは大名制〔barony〕と訳した。(同上、四五～四六頁)

原文を用いるのが最善と考えるいくつかの技術的用語がある。それはあまりにも簡潔で煩繁に用いられ、その意味を学ぶことは容易ではない場合か、あるいは独特の制度的性格が正確な英語にしにくいものである。なによりもまず庄しやうと職しきがある。大きな意味をもつものとしては田たと畑はたがある。同様に、領域の単位としては国くに、郡こおり、院いん、郷ごう、村むらがあり、役所と地位では、守護しゆご、地頭じとう、名主みょうしゅなどがある。説明は適当な箇所で行った。索引から跡づけられる。(同上、四六頁)

「要約」の章を冒頭に置いたことについて

朝河は「要約の章」についてこう説明している。

本書は研究者が独自の内容分析を意図したものであることを強調しておかなければならない。本書は物語や解説ではなく、史料集である。序説と注釈は重要な点に必要な限りで触れるべきであり、少なすぎても多すぎてもいけないという観点から用意された。中世の史料を集中的に研究した者なら誰しもお節介な案内役や解説者がいかに退屈かを知っている。史料の理解には必ずや訓練と知的特性という条件がなければならないことに気づいている。さもなくば、研究者は決して史料を理解することができないであろう。史料に対する独自の個人的な研究を経てのみ、明快な独創的な結論が得られるのだ。

それゆえ以下の制度史の要約は、注意深い分析によって磨かれたとしてもなお部分的かつ、試験的なものとみなされるべきである。われわれの史料から導けない、あるいは間接的にさえ触れないものは、括弧のなかに含めるべきである。同時に、編者(朝河)は、文書の文面からは明白でないが、背景の制度のなかに隠されている

記録や事件の処理を含めることを躊躇しただけでなく、詳しい精査と思考による発見と分析にのみ依拠するのである。次の論点要約（の章）における結論は、目に見えない制度に対する参照は、その性質からして、概して試験的なものであり、研究者は編者の判断に非明示的な信頼を寄せてはならず、自らの主題を探し、自らの史料を集めるべきである。

これまで行われてきたように、ヨーロッパ制度史となにげない比較を行うことは、研究者の側にヨーロッパ封建制について多かれ少なかれ進んだ知識をもつことを当然視している。その理由は史料に対する文献上の参照が短縮されるか、紙幅の節約のために省略されているからだ。研究者に望みたいのは、十分な学術的案内を行うことと十分な史料をもって意図した比較を注意深く行うことである。（同上、五一五頁）

これらの引用から、朝河の編集意図が理解できるであろう。

## 第5節 朝河史学の継承のために

### マルク・ブロックと朝河の交流

朝河は完成した『The Documents of Iriki』をフランスの経済史家マルク・ブロックに送っている。<sup>(38)</sup>一九二九年五月七日付ブロック宛ての手紙は、その送り状だ。これに対してブロックは一九二九年二月五日付で返信し、朝河は一九三〇年一月八日付で書簡を書いている。<sup>(39)</sup>

朝河は一九三〇年一月二〇日付でもブロックに宛てているが、これは『入来文書』を読了したというブロックの手紙への礼状である。「何よりもまず、『入来文書』をあなたがお読みくださったことに対して心から感謝いたします。